

聖籠町人権教育・啓発推進計画策定委員会条例をここに公布する。

平成30年6月26日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第20号

聖籠町人権教育・啓発推進計画策定委員会条例

(設置)

第1条 聖籠町人権教育・啓発推進計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、聖籠町人権教育・啓発推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議を行い、その結果をとりまとめるものとする。

2 委員会は、前項の規定によりとりまとめた結果を町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 人権に関する活動を行う団体の代表者
- (3) 教育関係者
- (4) 一般町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、町民課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。